平成２６年（フ）第１１６０号
大阪府池田市鉢塚３丁目12番17号
債務者　梶田　裕子（旧姓和島）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１６７号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番20―204号
債務者　福田　友美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１７６号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番４棟303号
債務者　中岡　康平
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１７９号
大阪市浪速区敷津西１丁目５番６号　リュービックⅡ601号、住民票上の住所大阪市浪速区大国１丁目12番19号　水希ビル２Ｂ号
債務者　中野直樹こと　呉　　直樹
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１８９号
大阪府門真市古川町12番111号　グレースシャトー204号
債務者　福原　伸一
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４４４号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目５番13号ディアマンテス301号室
債務者　宮竹　晴紀
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４４８号
大阪市港区池島２丁目１番37―301号
債務者　泊　　勇
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５４４号
大阪府東大阪市森河内東１丁目４番18号　Ｊａｄｅ．Ｆ．Ａ101号
債務者　井上　伸也
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５４７号
大阪府高槻市柳川町１丁目15番10号
債務者　大坪　隆子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５６２号
大阪府東大阪市新池島町２丁目２番31号
債務者　坂本　賢二
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６０５号
大阪府寝屋川市境橋町６番６号
債務者　板垣　達男
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１号
新潟県長岡市水梨町1191番地　レオパレスアルシオネ101号室
債務者　広井　賢一
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
新潟県魚沼市堀之内3982番地１　市営関下住宅224号
債務者　齋藤　智洋
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
新潟県南魚沼市君帰248番地
債務者　佐藤　大典
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
三重県志摩市志摩町和具3859番地４
債務者　池村　和子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
三重県伊勢市船江１丁目６番51号
債務者　古橋　　明
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
北海道網走郡津別町字共和11番地12
債務者　赤間　誠市
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
岩手県奥州市水沢区中町19番地
債務者　千田　勝一
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部